



## 生保乗合手続きが変わった!

上野直昭

生命保険の乗合の流れが7月1日から変わりました。保険会社から保険代理店にわざわざ通知されることはないと思いますので、ご紹介したいと思います。

この変化は2017年5月19日付で「生命保険募集代理店運営ガイドライン」が改正されたことが要因です。生命保険募集代理店契約締結にかかる保険会社ならびに生命保険協会の事務負担軽減等を図る観点から改正されました。その内容が歴史的出来事となりました。ご承知の様に、従来、代理店が新しく保険会社を乗合したい場合は「乗合承認請求書」に捺印して、これが被乗合会社各社に送られ「被乗合会社の承認印の捺印された承認請求書」が全社揃って漸く乗合完了となりました。当然、被乗合会社は代理

店を訪問し「乗合撤回」を依頼します。サラリーマン社会です。次から次へと、来たこともないような上司までが駆けつけて乗合撤回を迫るという構図でした。こんなことを繰り返されたら時間が幾らあっても足りない訳で、30日を経過したら乗合承認という形だけの紳士協定がありました。実効性はゼロに等しいものでした。これが、何と「10営業日以内に撤回出来ない」と自動承認」という制度に変わりました。長い業界の歴史の中で画期的な「事件」が起こったと考えています。

代理店がお世話になっている保険会社との関係等を熟慮した上で自社の経営上の問題等から「乗合」という選択を決意した訳で、意思を尊重してスッキリ乗合承認すれば良いと思えますが、被乗合会社

サイドからすれば「マイナス」評価であり、社員の責任問題となります。被乗合会社は乗合承認にあたって「社内稟議書」が担当部署から営業本部まで駆け上がり、多くの責任者の捺印が揃わなければ乗合承認は出来ないという構図が現状でした。

ここで、今回の乗合承認請求の変更点を確認しておきましょう。

①乗合予定会社が全先発乗合会社に対し「募集代理店に乗り合う旨の同意を得るフロー」から「乗合追加の通知をするフロー」に変更となります。

②乗合予定会社が全先発乗合会社に対し「郵送にて書類を送付するフロー」から「乗合予定会社が全先発会社にメールにて送信するフロー」に変更になります。

③帳票が「募集代理店乗合承認請求書」から「募集代理店乗合会社追加通知書」に変更になります。

④「募集代理店乗合会社追加通知書の押印が不要」となり、新たに「代理店

メールアドレスを記入」することになります。

被乗合会社の立場でのフローは次の通りになります。

①乗合会社より登録された本社担当部署に「募集代理店乗合会社追加通知書」がメール送信されます。

②本社担当部署より該当営業店に同通知書がメール送信されます。

③該当営業店は「承認」・「否認」について本社担当部署に回答しますが「10営業日以内に回答しなければ自動的に承認」とみなされます。

④該当営業店からの回答をもって本社担当部署から乗合会社に回答を行います。

て今回の改正は、古い体質から変わる大きな切っ掛けになると思います。

筆者が保険会社に入社した時には「保険募集の取締に関する法律」なる法律がありました。従来乗合フローはこの悪法に匹敵する内容だと思えます。保険業法が改正され保険代理店も保険会社同等の責任と義務を負うことになりました。大きく前進した保険代理店業界ですが、今回の乗合フローの変更で「乗合」が進めば、お客様により良い保険商品の提案が可能となり、お客様に託される保険代理店に近づくことが出来ると思えます。保険代理店にこそ求められる「フイデューシャリ・デューティ」です。保険代理店を信じて託して保険加入されるお客様を手数料の大小等といったつまらない要因で裏切ることなく、誠心誠意お客様に尽くす気持ちを持ち、お客様の利益の最大化に努めて行こうではありませんか。